

2026（令和8）年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

総務省が実施した労働力調査によると、北海道においては、非正規労働者は労働者全体の約4割にあたる86万人に上る。

非正規労働者は、正規労働者に比べ賃金面で厳しい労働条件下にあるが、労働基準法で定められている労使による賃金をはじめとする労働条件の決定にほとんど関与することができない状況にある。

また、北海道の最低賃金については、昨年10月に改定された、65円引き上げの1,075円となったが、全国加重平均の1,121円を依然として下回っている。

一方で、最低賃金の引き上げには、中小企業・小規模事業者への支援や適切な価格転嫁の促進など、賃上げ原資を確保できる環境整備が不可欠である。

よって、政府においては、2026（令和8）年度の北海道最低賃金の改正に当たって、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金の引き上げに取り組むとともに、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」における支援策を更に拡充させるなど、地域別最低賃金の格差是正を推進すること。
- 2 賃上げを促進するため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めるとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と最低賃金の引き上げに向けた環境整備の充実、強化を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2026（令和8）年6月5日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会長

（提出者）民主市民連合、公明党、日本共産党及び坂元・荒井所属議員全員並びに未来さっぽろ成田祐樹議員、健康さっぽろ丸岡守幸議員及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員